

| 記者発表（発表・資料配布） | | | | |
|----------------------|------------------------|------------------------|----------------------------|-------------|
| 月／日 （曜日） | 担当事務所名 担当課名 | TEL | 発表者名 （担当係長名） | その他の 配布先 |
| 4／21 （木） 15:00 | 東播磨県民局 地域振興室 環境課 | ダイヤルイン 079-421-9130 | 環境参事 加藤 朋子 （環境課長 松岡 智郁） | 県政記者クラブ |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分について

令和4年4月21日、下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行った。

記

1 行政処分の内容

- (1) 住 所 兵庫県加古川市加古川町大野554番地の14
(2) 名称及び代表者 華心総業株式会社
代表取締役 柴山 大志
(3) 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
(4) 処分年月日 令和4年4月21日

2 兵庫県の許可内容

| | |
|-------------|---|
| ・許可の種類 | 産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない） |
| ・許可年月日 | 令和元年7月26日 |
| ・許可番号 | 第02804210284号 |
| ・許可の有効年月日 | 令和6年7月25日 |
| ・取扱産業廃棄物の種類 | 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 以上8種類 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。 |

3 処分の理由

法第14条の3の2第1項第2号に該当

被処分者の役員は、法違反により懲役及び罰金の刑に処せられ、令和2年11月11日にその刑が確定した。

このことは、法第14条第5項第2号ニにおいて規定する法第7条第5項第4号ハ及びニに該当するため、取消処分を行う。